

平成28年第4回定例会

市長報告

新庁舎及び新福祉会館の建設に向けた方針について

## 市長報告

### 新庁舎及び新福祉会館の建設に向けた方針について

本日は、平成28年第4回定例会のお忙しい中、貴重な時間に市長報告の機会をお与えいただきましてありがとうございます。

新庁舎及び新福祉会館の建設に向けた方針について、市長報告をさせていただきます。

はじめに、安定的なごみ処理体制の確立とともに庁舎問題の解決及び新福祉会館の建設は市政の重要課題であり、市民の皆様共通の願いでもあります。

市政の最重要課題であります安定的なごみ処理体制の確立につきまして、申し上げます。可燃ごみの処理では、広域支援により滞りなく処理をさせていただき、日野市、国分寺市及び本市でごみ処理施設の設置及び運営を共同で行うことを目的とした一部事務組合「浅川清流環境組合」において平成32年度に新可燃ごみ処理施設建設の本格稼働を目指し、その歩みを進めているところです。多摩地域各団体の施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様には心から感謝申し上げるものであります。また、市内清掃関連施設の再整備につきましては、これまでの地元の方々への感謝の気持ちを忘れず、慎重かつ丁寧な対応を引き続き行わせていただきます。

また、庁舎問題の解決は、私の最大の目標であるとともに公約でもあります。新庁舎は庁舎建設予定地に整備すること、新庁舎竣工の暁には第二庁舎は所有者へ返還することを基本的な考え方として取り組んでまいりましたし、これからも同様であります。

去る平成28年10月4日に、庁舎建設等に係る今後の方針について市長報告させていただきました、その翌日、早急にスピード感をもって次の目標に向かってということで、精力的に検討を重ね、逐次の担当部課からの報告を得ながら、新たな具体策の策定に取り組むとともに、市議会から「新福祉会館と新庁舎の早期建設を求める決議」をいただいたことも踏まえ、本定例会会期中には、一定、自身の考えを整理し、方針としてお示しすることを日々、考えてまいりました。

小金井市は大変に潜在能力の高い都市<sup>まち</sup>であります。市民と行政の知恵と力を結集して、「誇りの持てる小金井」、「住み続けたいと願われる小金井」をともに創造し、諸課題を解決するため、更に力を尽くしてまいります。

その上で、新庁舎及び新福祉会館の建設に向けた方針を述べさせていただきます。

- 1 清掃関連施設の再整備については、慎重かつ丁寧に進める。

- 2 新庁舎及び新福祉会館は、平成33年度竣工を目標とする。
- 3 第二庁舎賃貸借契約は、新庁舎竣工後、適切な時期までとする。
- 4 関連予算及び更なる検討の成果等については、平成29年第1回定例会にて示すこととする。

この4点を新たな方針と位置付け、今後も着実な歩みを進めていきたいと考えております。

続きまして、本定例会中の総務企画委員会における28陳情第76号「市職員のボーナスは引き上げず、市庁舎・福祉会館建設や保育所待機児童解消に財源を優先配分することを求める陳情書」及び議案第84号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に係る審査の際、複数の委員から財政計画を示すようにとの御要望もありましたので、私自身の考え、新庁舎及び新福祉会館の建設に向けた方針をお示しすることとあわせ、一定の整理付けの要件となりました資料を配付させていただくこととしました。

資料1点目、新庁舎及び新福祉会館建設事業想定スケジュール(案)を御覧ください。

こちらは、早期に庁舎問題の解決を図るための、新庁舎建設に向けた今後の検討及びスピード感をもって新福祉会館の建設を進めることを意図したスケジュール案となっております。

今後、想定し得るスケジュール変更要因として、第6回補正予算に措置しております庁舎建設予定地の地歴調査の結果や工事請負契約に関する議決などが考えられるところですが、極力早期の竣工を目指すスケジュール案を示すため、既出の工程、期間を参照しながら現時点で整理を行ってきたものであることをご理解いただきたいと思います。

次に資料2点目、新庁舎建設事業財源計画(案)を御覧ください。

こちらは、資料1点目のスケジュール案にあわせた財源計画案です。現時点で把握できる範囲を前提条件として整理し、建設計画等調査により専門的な知見を得つつ、順次、基本設計等を進めていく中、支出額を修正する、あるいは、社会情勢の変動も加味しつつ、総合的な判断を要することにも考えを及ぼせる必要はあるところですが、既に実施計画でお示ししてきている庁舎建設基金積立予定を徹底することにより、新庁舎建設事業を推進するための財源確保に一定の目途、見通しが持てることをお示しできたのではないかと考えます。

私の新庁舎建設に係る政策の土台、新庁舎竣工の暁には、第二庁舎は所有者へ返還するということは、保証金7億円を市に返還していただき、適切な財源とするということ

となるものです。原状回復の内容にもよるところではありますが、事業費総体で考えれば余剰財源も一定程度見込める結果を得たことは、私の政策判断において、大きな材料の一つとなったものです。

次に資料3点目、新福祉社会館建設事業財源計画（案）を御覧ください。

こちら、資料2点目と同様、資料1点目のスケジュール案にあわせた財源計画案です。現在、検討途中であり、プロジェクト・チーム最終報告までの既知の情報等に基づき、一定、試算が可能な範囲で取りまとめています。機能については今後の検討となるわけですが、新福祉社会館はその財源に貴重な御寄附をいただいていることを踏まえながら、多くの世代で、長きにわたって愛される施設としていく必要があると考えています。この点、世代間での負担の公平を調整するという役割を果たす地方債を活用する案となっております。もちろん、更に検討を進めていく中で、補助金等の活用も視野に入れ、更に精査していく必要があると考えているところですが、今、事業を推進するという判断を下すには十分な資料となっていると考えております。

公共施設等の整備に当たりましては、市有財産の利活用、民間活力の活用等、費用削減につながる方策は重要と考えるところですが、熊本地震の発災以後、強固で安全性の高い庁舎を整備することを求める市民の皆様の声、早期に新福祉社会館をという市民の皆様の声が私のもとにも多くお寄せいただいております。

一方、本市は危機的財源不足であり、更なる行財政改革を推し進める必要はあるところですが、一般会計の市債残高は、これまでの行財政改革の成果により減少傾向で推移してきており、平成27年度においては300億円を切り約260億円となっています。

こうした状況を総合的に勘案し、新庁舎及び新福祉社会館については早期の建設に向けて、起債を活用しつつ、一定の優先度をもって財源を充当することが現下の市政においては適切であると判断いたしました。

私からの報告は以上です。

どうぞ御理解を賜りますよう、お願いいたします。